

## 川崎市境界標保全要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土地境界確定等取扱規則（昭和27年川崎市規則第10号。以下「取扱規則」という。）の規定に基づき、川崎市が管理する道路、水路、堤とう敷等の境界（以下「境界」という。）に設置されている境界標の保全について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界標 取扱規則第7条の規定により設置されたコンクリート杭、プレート、鋸、刻み等をいう。
- (2) 境界標の保全 境界標を一時撤去せず同位置に保つこと又は一時撤去し同位置に設置することをいう。
- (3) 境界標保全調査図 トータルステーション等により境界標の位置を測量し、図面等に境界標の有無、種別、境界標間距離等を記載し、川崎市道路台帳平面図と比較したものをいう。
- (4) 境界標保全踏査図 川崎市道路台帳平面図の写しに境界標の有無、種別、状況、境界標間距離等を記載したものをいう。
- (5) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱の適用を受ける工事は、道路に関する工事、道路の占用に関する工事、水路工事、建築工事等で、境界標を一時撤去する工事及び境界標の位置に変動が生じる可能性のある工事（以下「工事」という。）とする。

### (境界確定の有無の確認)

第4条 工事の発注者は、工事施工に際し事前に境界確定の有無について、川崎市道路台帳平面図により確認するとともに、工事箇所を所管する区役所道路公園センター所長（以下「所管道路公園センター所長」という。）と協議を行うものとする。

(境界標の調査報告)

第5条 工事の発注者は、境界が確定している場合、境界標調査報告書（第1号様式）を所管道路公園センター所長に工事施工前に提出するものとする。

- 2 前項の規定において、建設緑政局又は各区役所道路公園センターが発注する工事の場合には、境界標保全調査図を境界標保全踏査図とすることができる。ただし、測量業者確定後速やかに、境界標保全調査図を作成し提出するものとする。

(境界標の復元)

第6条 所管道路公園センター所長は、前条第1項に規定する境界標調査報告書が提出された場合、境界標保全調査図（前条第2項の場合にあっては、境界標保全踏査図）を検討し、境界標を復元することが必要と判断したときは、工事の発注者に境界標復元申請通知書（第2号様式）を送付するものとする。

- 2 前項に規定する境界標復元申請通知書を受けた工事の発注者は、速やかに取扱規則第3条の規定に基づき土地境界確認の申請をするものとする。

(測量成果の交付)

第7条 工事の発注者は、既に川崎市が境界標を数値化により管理している場合は、各区役所道路公園センター財産管理担当に土地境界確定等測量座標値交付申請書を提出し、その測量成果の交付を受けることができる。ただし、地籍調査実施地区内においては、各区役所道路公園センター財産管理担当又は建設緑政局道路河川管理部管理課に地籍調査成果品の交付を提出し、その測量成果の交付を受けることができる。

(境界標の保全主体)

第8条 境界標の保全については、測量業者が行うものとする。

(関係土地所有者の同意)

第9条 工事の発注者は、工事を施工する区域内の境界標の保全について、境界標に接している土地所有者（以下「関係土地所有者」という。）から境界標保全同意書（第5号様式）により同意を得た後に、工事を施工するものとする。

(境界標のマーキング)

第10条 工事の発注者は、工事完了後速やかに保全した次の境界標にマーキングするものとする。

- 2 前項のマーキングに際し、工事の発注者は、関係土地所有者の同意を得るものとする。
- 3 第1項に規定するマーキングの方法は、次のとおりとする。

境界標の種類		塗 布 方 法
コンクリート杭	中心杭	杭の表面全体に赤色を塗る。
	角 杭	境界を示す角を三角に赤色を塗る。
	側面杭	境界を示す側面の半分に赤色を塗る。

(境界標保全・マーキング完了報告)

第 11 条 工事の発注者は、境界標の保全及びマーキングを完了した場合は、速やかに境界標保全・マーキング完了報告書（第 3 号様式）を所管道路公園センター所長に提出し、その検査を受けるものとする。

2 所管道路公園センター所長は、前項に規定する検査を行い、不備がある場合は、境界標保全・マーキング是正通知書（第 4 号様式）を工事の発注者に送付するものとする。

(費用負担)

第 12 条 工事に伴う境界標の保全に要する費用は、工事の発注者が負担するものとする。ただし、別に協議による場合は、この限りでない。

(協議等)

第 13 条 工事の発注者は、この要綱に定めのない事項等が生じたときはその都度所管道路公園センター所長と協議し、その指示を受けるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に設計した工事から適用する。

2 この改正要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

3 この改正要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

4 この改正要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

5 この改正要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

6 この改正要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

7 この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。